

佐賀県公共建築工事積算基準

平成29年10月

佐賀県県土整備部建築住宅課

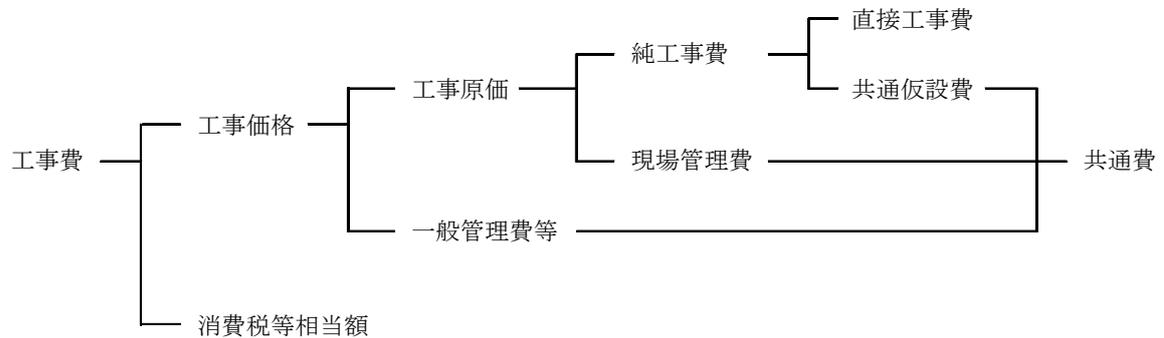
佐賀県公共建築工事積算基準

(目的)

- 1 この基準は、佐賀県県土整備部の所掌する営繕工事を請負施工に付する場合において、予定価格のもととなる、工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の構成)

- 2 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費の区分)

- 3 工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(直接工事費)

- 4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して積算する。積算するに当たっては、材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定するか、材料価格、労務費、機械器具費及び仮設材費の複合された費用として別に定める「公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による「複合単価」あるいは「市場単価」に施工単位当たりの数量を乗じて算定する。なお、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考として定める。また、工事中に発生する残材に価値のあるときは、残材数量にその残材価格を乗じた額を差し引くものとする。

直接工事費の算定に用いる数量は、建築工事については「公共建築数量積算基準」の定める方法、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築設備数量積算基準」の定める方法による。

その他詳細は以下に定める。

(1) 材料価格及び機器類価格

材料価格及び機器類価格は、原則として積算時の現場渡し価格として、設計基礎単価表、物価資料等の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。

(2) 労務費

労務費は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基本作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、従事する時間及び条件によって労務単価の割増を行うことができる。また、山間へき地、離島等の工事については、実情に応じて別途適正に定める。

(3) 機械器具費及び仮設材費

機械器具費及び仮設材費は、「請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）」の機械器具損料及び仮設材損料により定める。

なお、これによりがたい場合は、物価資料等の賃借料を参考とする。

(4) 運搬費

材料及び機器類の施工場所までの運搬に要する費用は、通常の場合はその価格の中に含まれているが、工場又は工事現場以外での加工を要するものについては仮置き場からの費用、仮設材料及び仮設のための機械器具についてはその往復に要する費用を「請負工事機械経費積算要領」に基づく運賃により必要に応じて積算する。

(共通費)

5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「佐賀県公共建築工事共通費積算基準」による。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事を管理するために必要な経費で、共通仮設費以外の経費とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。

(工事価格)

6 工事価格は、原則として、万円止めとする。

(消費税等相当額)

7 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(その他)

8 直接工事費の算定に用いる数量の有効桁数の取扱いは下記による。

(1) 数量の有効桁

原則として、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

ただし、下記の事項は独自運用とする。

ア 100以上の数量 : 小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。

イ 10未満の鋼材、木材の数量 : 小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。ただし、四捨五入の結果0となる場合は、一式計上とする。

ウ 電線、電線管、配管 : 整数とする。(桁数に関係なく)

9 本設用の電力、水道等の負担金を工事価格に含める必要がある場合は、他の工事種目と区分して計上する。

10 設計変更における工事費は、変更対象となる工種のための直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えた額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額/当初予定価格内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えた額とする。

附 則

この基準は、平成11年6月1日から適用する。

この基準は、平成12年6月1日から適用する。

この基準は、平成13年6月1日から適用する。

この基準は、平成16年6月1日から適用する。

この基準は、平成21年7月10日から適用する。

この基準は、平成28年7月1日以降に公告を行うものから適用する。

この基準は、平成29年10月30日以降に公告を行うものから適用する。